

輸 血 の 歴 史

1900年	Karl Landsteiner(オーストリア)がABO式血液型発見。		
1914年-1915年	Hustin(ベルギー), Agote(アルゼンチン), Lewisohn(アメリカ), Weil(アメリカ)らがそれぞれ血液抗凝固剤クエン酸ナトリウムを開発。		
1930年	浜口首相狙撃事件、550mlの輸血と手術で救命。		
1936年	2・26事件勃発。鈴木貫太郎大将襲撃されるも輸血により救命。		
1943年	Loutit(イギリス)血液抗凝固保存液ACD液を発明。		
1948年	東大分院で輸血(枕元輸血)による梅毒感染事件		
1949年	GHQが厚生省・東京都に輸血対策を勧告、血液事業方針決定		
1952年 4月	日本赤十字社東京血液銀行誕生。血液事業がスタート。	● 梅毒血清学的検査導入	
1955年	民間商業血液銀行による売血が盛んになり、献血者が激減。		採血及び供血あっせん業取締法
1956年			
1962年	「黄色い血」追放キャンペーンが起き、血液事業改善への第一歩が始まる。		
1964年 3月	24日、Edwin Reischauer駐日米国大使刺傷事件。 手術時の輸血の副作用で肝炎を発症。		
	8月 輸血用血液は献血により確保する体制を確立するよう閣議決定。		
1967年	各都道府県に赤十字血液センター設置。		
1969年	民間商業血液銀行は売血による輸血用血液の供給を中止。		
1970年 10月		● 肝機能検査導入(GPT[ALT], GOT[AST])	
1972年 1月		● HBs抗原検査導入(SRID法)	
4月		● HBs抗原検査導入(ES法)	
1974年	民間商業血液銀行の預血制度の廃止により、献血100%の体制が確立。		
1975年 10月		● 肝機能検査変更(GOT)	WHO勧告:自國で使用する血液はすべて自國で購う 「血液の国内自給」の国際的な原則
1978年 4月		● HBs抗原検査導入(RPHA法)	
1981年	AIDSが登場し、世界の医学会を震撼させた。	● 肝機能検査変更(GPT)	
1985年	日本の献血者が870万人達成。献血率が世界第3位となる。		
1986年 4月	400mL献血及び成分採血が導入される。		血液製剤の使用適正化基準
11月		● HIV-1抗体検査導入(EIA法)	
1987年 10月		● HIV-1抗体検査導入(PA法)	
1988年 5月		● 献血者自己申告制度 (電話による申告方法)導入	
1989年 12月		● HBC抗体検査導入(HI法)	
1990年		● HCV抗体検査導入(EIA法)	輸血療法の適正化に関するガイドライン(第1版)
1992年 2月		● HCV抗体検査変更(PHA法:第2世代試薬)	貯血式自己血輸血に保険認可
1993年 9月		● HCV抗体検査変更(PHA法又はPA法:第2世代試薬)	
1994年 3月		● HIV-2抗体検査導入(PA法)	
1995年 7月	問診票の全国統一		製造物責任法(PL法)施行。血液製剤もその対象に。
1996年 9月	検体保管実施		
10月		● HIV-1.2抗体検査導入(PA法:コンビネーション試薬)	
1997年 4月		● HBC抗体検査変更(HI法判定基準)	
9月		● ヒトパルボウイルスB19検査導入(RHA法)	輸血実施時の同意書取得の義務付け・血液製剤管理簿作成
11月		● 分画用原料血漿のHBV, HCV, HIV-1ミニプール核酸増幅検査(NAT)導入	血漿及び血漿分画製剤使用時のインフォームド・コンセント義務付け
1998年 放射線照射輸血用血液が国に認可され供給開始。			
2月		● 梅毒血清学的検査変更(PA法)	「血液製剤の使用指針」及び「輸血療法の実施に関する指針」策定(第2版)
1999年 4月	献血可能年齢の基準を64歳から69歳に改定。		
10月		● HBV, HCV, HIV-1核酸増幅検査(NAT)導入(500検体プール)	
2000年 2月		● HBV, HCV, HIV-1核酸増幅検査(NAT)	
2001年 3月	分画用原料血漿の6ヶ月間 貯留保管の実施		
	欧洲渡航歴の献血制限措置の実施		
2003年 6月	遡及調査の全面導入		
7月			薬事法改正。血液製剤管理簿の保管期間が20年に変更。 「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」(新血液法)が施行。
2004年 8月		● HBV, HCV, HIV-1核酸増幅検査(NAT) 検体プールサイズ変更(50→20)	
10月	献血時の本人確認の実施 保存前白血球除去の導入(成分採血由来血小板製剤)		「血液製剤の使用指針」及び「輸血療法の実施に関する指針」策定(第3版)
2005年 4月	「血液製剤等に係る遡及調査ガイドライン」の実施		
6月	英(仮)欧洲渡航歴(1日以上)の献血制限措置の実施		
7月	6ヶ月間貯留保管した新鮮凍結血漿の供給開始		
2006年 3月	保存前白血球除去の導入(成分採血由来血漿製剤)		「輸血管理料」の保険収載
10月	初流血除去の導入(成分採血由来血小板製剤)		
2007年 1月	保存前白血球除去の導入(全血採血由来製剤)		
3月	初流血除去の導入(全血採血由来製剤)		
2008年 1月	初流血除去の導入(成分採血由来血漿製剤)		
8月	● HBS抗原, HBS抗体, HBC抗体, HCV抗体, HIV-1,2抗体, HTLV-1抗体, 梅毒トローネマ抗体, ヒトパルボウイルスB19抗原検査をCLEIA法に変更		
2010年 1月	英国滞在歴に関する献血制限の緩和	● HBV, HCV, HIV-1,2核酸増幅検査(NAT)	
2012年 8月		● HBC抗体検査変更(CLEIA法判定基準)	輸血管理料改定(施設基準+適正使用加算の二段階)
2013年 3月	洗浄赤血球液、合成血液及び解凍赤血球液の製造方法変更		
9月	容量を変更(450mL→480mL)した成分採血由来血漿製剤の供給開始		
2014年 8月		● HBV, HCV, HIV-1,2の個別核酸増幅検査(NAT)の導入	改正薬事法施行(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性に関する法律)
11月			